

encyclopedia of world education

增補
改訂 世界教育事典

監修 平塚益徳

編集 新井郁男

川野辺敏

手塚武彦

森 隆夫

資料編

encyclopedia of world education

増補訂 世界教育事典

監修 平塚益徳

編集 新井郁男

川野辺 敏

手塚武彦

森 隆夫

資料編

ぎょうせい

増補
改訂 世界教育事典 資料編

昭和55年10月30日第一刷発行

定価12,000円 (送料実費)
(本編共)

監修者	ひら 平	つか 塚	ます 益	のり 徳
編集者	あら 新	い 井	いく 郁	お 男
	かわ 川	の 野	べ 辺	さとし 敏
	て 手	づか 塚	たけ 武	ひこ 彦
	もり 森		たか 隆	お 夫

発行所 株式会社 ぎょうせい

東京都新宿区西五軒町52
郵便番号 (162)

《検印省略》

電話 代表 (03) 268-2141
振替口座 東京 4-10,000番

印刷 (株) 行政学会印刷所(U) 製本 大口製本(株)

* 乱丁本、落丁本はおとりかえいたします。

3537-880080-1505

＜執筆・翻訳者一覧＞（五十音順）

秋	永	雄	一	東京大学大学院
安	彦	忠	彦	愛知教育大学助教授
阿	部		洋	国立教育研究所室長
天	野	正	治	国立教育研究所室長
新	井	郁	男	東京工業大学助教授
岩	木	秀	夫	東京大学助手
潮	木	守	一	名古屋大学教授
大	塚		豊	広島大学・大学教育研究センター助手
梶	田	美	春	国立教育研究所主任研究官
金	子	忠	史	国立教育研究所室長
川	野	辺	敏	国立教育研究所室長
河	村	正	彦	西日本工業大学助教授
清	原	正	義	兵庫県立姫路工業大学講師
黒	田	則	博	文部省調査統計課
小	泉	喜	平	国立教育研究所室長
柿	原	康	男	愛知教育大学教授
関		正	命	(財)ユネスコ・アジア文化センター総務部長
土	屋	恵	司	国立国会図書館文教課副主査
手	塚	武	彦	国立教育研究所部長
中	嶋		博	早稲田大学教授
野	口		昇	文部省企画連絡課課長補佐
原		喜	美	国際基督教大学教授
原	田	種	雄	国立教育研究所名誉所員
弘	中	和	彦	国立教育研究所主任研究官
益	井	重	夫	甲南女子大学教授
水	野	国	利	国立国会図書館文教課主査
皆	川	卓	三	神奈川県立衛生短期大学教授
村	田	翼	夫	筑波大学助教授
森		隆	夫	お茶の水女子大学教授
安	原	義	仁	国立教育研究所研究員
結	城		忠	国立教育研究所研究員

資料編 目 次

法令・報告等

国際関係

1	世界人権宣言 (1948年 国連)	3
2	ユネスコ憲章 (1945年 連合国教育文化会議)	4
3	児童権利宣言 (1959年 国連)	7
4	学校カリキュラムに関する国際諮問委員会報告 (1960年 ユネスコ)	8
5	教員の地位に関する勧告 (1966年 教員の地位に関する特別政府間会議)	16
6	国際教育年に関する決議 (1968年 ユネスコ)	25
7	フォール報告 (1972年 ユネスコ教育開発国際委員会)	26
8	リカレント教育 (1973年 OECD)	28
9	有給教育休暇に関する勧告 (1974年 ILO)	34
10	国際理解教育に関する勧告 (1974年 ユネスコ)	36
11	技術教育および職業教育に関する改正勧告 (1974年 ユネスコ)	41
12	現代社会における教育と労働生活 (1975年 OECD)	54
13	国際婦人年世界行動計画 (1975年 国際婦人年世界会議)	57
14	成人教育の発展に関する勧告 (1976年 ユネスコ)	63
15	人間環境宣言 (1972年 国連人間環境会議)	73
16	ベオグラード憲章 (1975年 ベオグラード国際環境教育会議)	76
17	トビリシ環境教育政府間会議最終報告 (1977年 トビリシ環境教育政府間会議)	77
18	国際児童年に関する決議 (1976年 国連)	81
19	アジア文部大臣会議の決議・勧告 (1962年第1回～1978年第4回)	81
20	国際教育会議で採択された勧告一覧 (1934～1979年)	89

アメリカ

1	アメリカ合衆国防衛教育法 (1958年)	92
2	初等中等教育法 (1965年)	100
3	高等教育法 (1965年)	102
4	高等教育施設法 (1963年)	107
5	職業教育法 (1963年)	108

目 次

6	経済機会法(1964年)	109
7	NEAの教育職員倫理綱領(1968年 NEA)	110
8	学習社会をめざして(1973年 カーネギー高等教育審議会)	112
9	中等教育の改革(1973年 全米中等教育改革委員会)	120
10	青年, その他の市民と中等学校(1974年 全米中等学校改革政策審議会)	125
11	教育に関する教書(1965年 ジュンソン大統領)	127
12	教育改革に関する教書(1970年 ニクソン大統領)	134
13	高等教育に関する教書(1970年 ニクソン大統領)	141

イギリス

1	1944年教育法(バトラー法)(1944年)	147
2	1976年教育法(1976年)	160
3	技術教育白書(1956年 文部省)	161
4	クラウザー報告(1959年 イングランド中央教育審議会)	169
5	ニューザム報告(1963年 イングランド中央教育審議会)	176
6	ロビンズ報告(1963年 高等教育委員会)	178
7	ブラウデン報告(1967年 イングランド中央教育審議会)	184
8	教育白書「教育拡充基本計画」(1972年 教育科学省)	190
9	教育緑書(1977年 教育科学省)	200
10	ウォーノック報告(1978年 障害児童および青少年の教育に関する調査委員会)	204

フランス

1	公教育の再編成について(1802年 法律)	206
2	大学の組織について(1808年 勅命)	206
3	フェルー法(1850年 法律)	206
4	リセおよびコレージュの名称(1860年 政令)	207
5	私立高等教育機関について(1880年 法律)	207
6	女子中等学校の創設について(1880年 法律)	207
7	女子リセ・コレージュの創設について(1881年 政令)	207
8	公立学校における初等教育の無償について(1881年 法律)	207
9	初等教育の中立性および義務について(1882年 法律)	207
10	初等教育組織法(1886年 法律)	208
11	初等教育組織令(1887年 政令)	209
12	初等教育の組織について(1887年 省令)	210
13	小学校運営規則(1887年 規則)	211
14	公立初等教育の通常経費および職員給与について(1889年 法律)	211
15	大学の構成について(1896年 法律)	212
16	学部および高等教育の学校の教育および懲戒について(1897年 政令)	212

17	認可を受けていない宗教団体の所属者が教えることの禁止について (1901年 法律)	213
18	宗教団体の教育の禁止について (1904年 法律)	213
19	教会と国との分離について (1905年 法律)	213
20	大学の構成, 学部付属研究所, 大学付属研究所, 学生手帳について (1920年 政令)	213
21	公立農業教育の組織について (1941年 法律)	213
22	学生の選出代表 (1945年 政令)	214
23	ランジュヴァン・ワロン教育改革案 (1947年 文部省教育改革研究委員会)	214
24	技術教育法典の制定の趣旨 (1956年 政令)	219
25	ベルトワン改革 (1959年 政令)	220
26	国と私立教育機関との関係について (1959年 法律)	221
27	観察課程の運営について (1960年 省令)	222
28	観察課程の実施について (1960年 通達)	224
29	教育改革の実施に関する措置について (1962年 通達)	225
30	前期中等教育修了 (第3級末) の進路指導について (1964年 通達)	227
31	国民教育高等審議会および諸教育審議会の構成について (1965年 政令)	227
32	技術短期大学部の創設について (1966年 政令)	228
33	理学部のはじめの二つの期の組織について (1966年 政令)	228
34	文学部のはじめの二つの期の組織について (1966年 政令)	229
35	理学高等研究免状の授業時間表と試験について (1966年 省令)	229
36	文学部の第一期課程の教育の組織について (1966年 省令)	230
37	理学部の学士号の授業時間表と試験について (1966年 省令)	230
38	文学部の第二期課程の教育と試験について (1967年 省令)	231
39	高等教育基本法 (1968年 法律)	232
40	教育基本法 (1975年 法律)	239
41	第二期課程に関する諸規定 (1976年 大学庁令)	241
42	幼稚園・小学校における教育の組織 (1976年 政令)	242
43	学校における両親委員会の組織と運営 (1976年 政令)	244
44	コレージュにおける教育と進路指導の組織 (1976年 政令)	244
45	リセにおける教育の組織 (1976年 政令)	245
46	初等教員の募集 (1978年 政令)	245
47	初等教員の養成 (1979年 省令)	246
48	初等教員の初期養成の組織 (1979年 通達)	246
49	大学一般教育免状 (第一段教育専攻) (1979年 省令)	246

ドイツ

ワイマール憲法 (ドイツ国憲法) (1919年)	248
--------------------------------	-----

目 次

<西ドイツ>

1	ドイツ連邦共和国基本法（1949年）	250
2	ヘッセン邦憲法（1946年）	251
3	ブレーメン邦憲法（1947年）	251
4	大学大綱法（1976年）	252
5	バーデン・ヴュルテンベルク邦学校法（1976年）	263
6	ノルトライン・ヴェストファーレン邦の学校制度における参加に関する法律（1977年）	270
7	ノルトライン・ヴェストファーレン邦幼稚園法（1971年）	274
8	対独アメリカ教育使節団報告書（1946年）	278
9	ハンブルク協定（1964年）	281
10	ラーメン・プラン（1959年 ドイツ教育制度審議会）	283
11	ブレーメン・プラン（1960年 ドイツ教員組合）	283
12	教育制度のための構造計画（1970年 ドイツ教育審議会教育委員会）	284
13	1970年以降における高等教育制度の構造と拡充について（1970年 学術審議会）	289
14	教育報告1970年、連邦政府の教育政策報告（1970年 連邦教育科学省）	301
15	教育総合計画（1973年 連邦・各邦教育計画委員会）	308
16	報告'75—教育制度の発展（1975年 ドイツ教育審議会教育委員会）	311

<東ドイツ>

1	ドイツ民主共和国憲法（1949年）	321
2	統一的社会主義教育制度に関する法律（1965年）	322

ソ 連

1	ソビエト社会主義共和国連邦憲法（基本法）（1977年）	329
2	ソ連邦および連邦構成共和国の国民教育に関する立法の基礎（国民教育基本法）（1973年）	330
3	学校と生活との結びつきの強化とソ連邦の国民教育制度のいっそうの発展に関する法律（1958年）	339
4	ソ連邦共産党綱領（1961年）	345
5	小学校と中学校について（1931年）	349
6	小学校および中学校の教授要目と学校の生活基準について（1932年）	353
7	小学校・7年制学校・10年制学校の学習活動の組織化と内部秩序について（1935年）	357
8	教育人民委員部の系統における児童学的偏向について（1936年）	360
9	中等普通教育学校の作業のいっそうの改善に関する措置について（1966年）	362
10	ソ連邦高等教育施設規定（1969年）	366
11	中等普通教育学校規則（1970年）	372

12 職業技術教育制度のいっそうの改善について (1972年)	378
13 普通教育学校の生徒の教授、訓育ならびに労働への準備のいっそうの 向上について (1977年)	380
14 幼稚園規定 (1944年 ロシア共和国教育人民委員部)	381
15 ピオネール規約 (1957年 コムソモール中央委員会)	386
16 ロシア共和国教育省管下の普通教育学校教職員に関する内部労働秩序 規則 (1968年 ロシア共和国教育省)	386
17 模範生徒規則 (1972年 ソ連邦教育大臣訓令)	387

中 国

1 中華人民共和国憲法 (1978年)	389
2 教育と生産労働を結びつけなければならない (1958年 陸定一論文)	391
3 全国教育工作会議での報告 (1978年 劉西堯)	397
4 小学生守則・中学生守則 (1979年)	403

大韓民国

1 教育法 (1949年)	406
2 国民教育憲章 (1968年)	410

フィリピン

1 フィリピン共和国新憲法 (1973年)	411
2 教育開発令 (1972年)	411
3 教育・文化省令第9号 (1973年)	412
4 YCAPについて	412

タ イ

国家教育計画 (1977年 勅令)	413
-------------------------	-----

マレーシア

1 マレーシア連邦憲法 (1957年)	415
2 第3次マレーシア・プラン (1976~1980年)	415

インドネシア

1 インドネシア共和国憲法 (1945年)	416
2 国の政策の基本的概要 (1978年 国民議会)	416
3 パンチャシラを実施するための手引き (1978年 国民議会)	416

イ ン ド

1 インド共和国憲法 (1949年)	417
2 デリー学校教育法 (1973年)	418

スウェーデン

1 就学前学校の運営に関する法律（1973年）	420
2 教育休暇に関する法律（1974年）	421
3 大学法（1977年）	421

オーストラリア

1 マリー報告（1957年 オーストラリアの大学に関する委員会）	423
2 オーストラリアにおける高等教育（マーティン報告）（1964年／1965年 オーストラリアにおける高等教育の将来に関する委員会）	424
3 教員養成における連邦の役割に関する報告（1972年 教育・科学・文化 に関する上院常任委員会）	425
4 オーストラリアの学校（カーメル報告2）（1973年 オーストラリア学校 委員会のための暫定委員会）	425
5 ワインダム報告（1957年 ニュー・サウス・ウェールズ州の中等教育調査委 員会）	426
6 サウス・オーストラリア州の教育（カーメル報告1）（1971年 サウ ス・オーストラリア教育調査委員会）	427

ブラジル

第一レベルおよび第二レベル教育の管理と基礎を定める法律（1971年）	430
------------------------------------	-----

教育制度・カリキュラム

I 主要国の教育制度比較

1 教育課程編成のしくみ	435
2 入学・進級・卒業の認定制度	436
3 教科書制度	438
4 大学（学部）における入学者選抜方式	439
5 学位制度	440
6 学級編成基準	444
7 教員定数の算定方式	445
8 教員の身分・勤務条件等	444
9 教員の俸給表の種類とその適用	448
10 初等・中等教育教員の初任給・最高給と昇給の基準	449
11 教員養成制度	450
12 政府機関等の奨学制度	452

Ⅱ カリキュラム

<アメリカ>

1	教育課程認可基準の有無	454
2	初等・中等学校の年間授業日数	454
3	初等・中等学校の日当たり授業時間数	455
4	小学校の週間時間配当	456
5	小学校の時間割の標準	456
6	小学校における一日の平均時間配当	457
7	ジュニア・ハイスクールの教科・科目と時間配分・履修期間の基準	457
8	4年制ハイスクールの卒業に必要な最低単位数	458
9	ジュニア・ハイスクールの週間時間配当	460
10	4年制ハイスクールの教科別最低履修単位数	460

<イギリス>

	義務中等段階のカリキュラム（教育・科学省勅任視学部試案）	461
--	------------------------------	-----

<フランス>

1	幼稚園について	462
2	小学校初級教育目標と内容	463
3	小学校第1学年の授業時間数	463
4	中等教育第1・2学年の授業時間数	463
5	中等教育第3・4学年の授業時間数	463
6	コレージュの第3・4学年の歴史、地理、経済、公民の教育内容	464
7	バカロレア資格試験について	464
8	バカロレア資格試験の歴史・地理の筆記試験	465

<西ドイツ>

	ノルトライン・ヴェストファーレン邦の学習指導要領	466
--	--------------------------	-----

<ソ 連>

1	ソ連の標準教育課程	469
2	ロシア共和国の教育課程	469

<タ イ>

	初等教育カリキュラム	471
--	------------	-----

<フィリピン>

1	IS-OSAプロジェクト	472
2	中等教育のカリキュラム	472

<イ ン ド>

	10年制学校のカリキュラムに関する検討委員会報告	473
--	--------------------------	-----

<スウェーデン>

1	基礎学校学習指導要領一般編	475
2	総合制高等学校学習指導要領一般編	476

＜オーストラリア＞

1	ニュー・サウス・ウェールズ州立高等学校のカリキュラム	478
2	ビクトリア州立高等学校のカリキュラム	478
3	州立エルウッド高等学校のカリキュラム	478

＜中南米諸国＞

1	アルゼンチンの小学校教育課程	479
2	アルゼンチンの普通中学校・商業学校教育課程	479
3	コスタリカの小学校教育課程	479
4	コスタリカの普通中等学校教育課程	479
5	チリの小学校教育課程	480
6	チリの普通中学校教育課程	480
7	ボリビアの初等教育基礎課程の教育課程	480
8	ボリビアの初等教育中間課程の教育課程	480
9	ブラジルの第一段階学校の教育課程	481
10	パラグアイの小学校教育課程	481
11	パラグアイの普通中等学校教育課程	481
12	ベネズエラの中等学校前期共通基礎課程の教育課程	482
13	ベネズエラの中等学校後期多様化課程の教育課程	482
14	ペルーの普通中等学校教育課程	482
15	メキシコの前期中等学校教育課程	482

統 計

Ⅰ 基本統計

1	各教育段階の入学年齢・修業年数および学年度・会計年度	486
2	文盲率・就学率	493
3	就学前教育の機関数・教員数・在籍者数	498
4	第一段階・第二段階の教員数・生徒数	502
5	第三段階の教員数・学生数	514
6	特殊教育機関の教員数、児童・生徒数	518

Ⅱ 主要国の教育指標

1	就学前教育機関の在籍率	520
2	義務教育後中等教育の在学率	520
3	義務教育後中等教育への進学率	520
4	高等教育への進学率	520

5	高等教育の在学率	521
6	高等教育在学者の専攻分野別構成	521
7	学位取得者の専攻分野別構成	522
8	人口千人当たり高等教育在学者数	522
9	学部学生に対する大学院学生の比率	522
10	一学級当たり児童・生徒数	522
11	本務教員一人当たり児童・生徒・学生数	523
12	一学級当たり本務教員数	523
13	女子本務教員の比率	523
14	国民総生産・国民所得に対する公財政支出教育費	524
15	行政費に占める公財政支出教育費の比率	524
16	学校教育費の負担区分	524
17	学生・生徒一人当たり教育費	525
18	教育費の使途別構成	525
19	主要大学の学生納付金	526

教育年表 (1001~1979年)	527
--------------------------------	-----

法令・報告等

凡 例

- 1 ここには、国際関係および世界各国の主要な法令、報告、決定、決議等を収録した。
- 2 イギリス、フランス、ドイツ、ソ連のうち、署名または出典の明示していない資料については、次のメンバーが執筆・翻訳した。
 - イギリス……新井郁男
 - フランス……手塚武彦、原田種雄
 - ド イ ツ……森 隆夫、安彦忠彦、潮木守一
 - ソ 連……川野辺 敏

国際関係

1 世界人権宣言(抄) Universal Declaration of Human Rights

(1948年12月10日
国連第3回総会採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これ

らの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

2 国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）（抄） Constitution of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation

（1945年11月16日
連合教育文化会議採択）
1976年最終改正

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教養をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって、平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を發展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つ、その憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。

第1条（目的及び任務）

1 この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。

2 この目的を実現するために、この機関は、次のことを行う。

(a) 大衆通報（マス・コミュニケーション）のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知り且つ理解することを促進する事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告すること。

(b) 次のようにして一般の教育と文化の普及とに新しい刺激を与えること。

加盟国の要請によって教育事業の發展のためにその国と協力すること。

人種、性又は経済的若しくは社会的な差別にかかわらない教育の機会均等の理想を進めるために、諸国民の間における協力の関係をつくること。

自由の責任に対して世界の児童を準備させるのに最も適した教育方法を示唆すること。

(c) 次のようにして知識を維持し、増進し、且つ、普及すること。

世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること。

教育、科学及び文化の分野で活動している人人の国際的交換並びに出版物、芸術的及び科学的に意義のある物その他の参考資料の交換を含む知的活動のすべての部門における諸国民の間の協力を奨励すること。

いずれの国で作成された印刷物及び刊行物でもすべての国の人民が利用できるようにする国際協力の方法を発案すること。

3 この機関の加盟国の文化及び教育制度の独立、統一性及び実りの多い多様性を維持するために、この機関は、加盟国の国内管轄権に本質的に属する事項に干渉することを禁止される。

第2条（加盟国の地位）

1 国際連合の加盟国の地位は、国際連合教育科学文化機関の加盟国となる権利を伴う。

2 この憲章の第10条によって承認されるべきこの機